

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人宏友会 さとう内科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市富士見町3番25号

(3) 設立認可年月日 平成3年7月22日

(4) 設立登記年月日 平成3年7月24日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	佐藤 剛	医療法人宏友会 さとう内科医院管理者 医療法人宏友会 デイサービスセンター城山クラブ管理者
理事	佐藤 由美	
理事	佐藤 美代子	
理事	佐藤 宏美	
監事	古川 久子	

2. 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 宏友会 さとう内科医院	長崎県長崎市富士見町 3番25号	一般病床 17床 療養病床 0床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
通所介護事業及び介護予防通所 介護事業 医療法人宏友会 デイサービス センター城山クラブ	長崎市城山町18番19号	
介護予防・日常生活支援総合事業 （第一号通所事業）のうち介護予 防通所介護相当サービス 医療法人宏友会 デイサービス センター城山クラブ	長崎市城山町18番19号	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月25日 令和3年度決算の決定及び役員報酬額の改定
令和 3年 12月16日 令和3年度役員報酬額の改定
令和 4年 4月30日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

法人名 医療法人宏友会 さとう内科医院
 所在地 長崎県長崎市富士見町3番25号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	138,795	I 流動負債	65,742
II 固定資産	247,467	II 固定負債	147,884
1 有形固定資産	197,598	負債合計	213,626
2 無形固定資産	362	純資産の部	
3 その他の資産	49,506	科 目	金 額
III 繰延資産	1,424	I 資本金	6,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	168,060
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	174,060
資産合計	387,686	負債・純資産合計	387,686

法人名 医療法人宏友会 さとう内科医院
 所在地 長崎県長崎市富士見町3番25号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 4月30日現在)

1. 資	産	額				
2. 負	債	額				
3. 純	資	産	額			
				387,686 千円		
				213,625 千円		
				174,060 千円		

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	138,795
B 固 定 資 産	247,467
C 繰 延 資 産	1,424
D 資 産 合 計 (A+B+C)	387,686
E 負 債 合 計	213,625
F 純 資 産 (C-D)	174,060

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建	物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人宏友会 さとう内科医院
理事長 佐藤 剛 殿

私は、医療法人 宏友会 さとう内科医院 の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実
は認められません。

令和 4年 6月 23日

医療法人宏友会 さとう内科医院

監事 古川 久子